

改正

平成17年3月25日規則第4号  
平成25年3月27日規則第1号  
平成28年3月29日規則第5号  
令和3年3月25日規則第1号  
令和5年3月27日規則第6号

西尾市情報公開規則

西尾市公文書公開条例施行規則（昭和63年西尾市規則第15号）の全部を改正する。

（趣旨）

**第1条** この規則は、西尾市情報公開条例（平成13年西尾市条例第20号。以下「条例」という。）第28条の規定に基づき、市長が管理する公文書の開示等に関し必要な事項を定めるものとする。

（開示請求書）

**第2条** 条例第6条第1項に規定する請求書は、公文書開示請求書（様式第1号）とする。

（開示決定等の通知）

**第3条** 条例第11条第1項の書面は、開示請求に係る公文書の全部を開示するときは公文書開示決定通知書（様式第2号）とし、開示請求に係る公文書の一部を開示するときは公文書一部開示決定通知書（様式第3号）とする。

2 条例第11条第2項の書面は、公文書不開示決定通知書（様式第4号）とする。

（開示決定等の期限の延長等の通知）

**第4条** 条例第12条第2項の書面は、公文書開示決定等期間延長通知書（様式第5号）とする。

2 条例第13条の書面は、公文書開示決定等期限特例延長通知書（様式第6号）とする。

（第三者に対する意見書提出等の手続）

**第5条** 条例第15条第1項の規定による通知を書面により行う場合の当該書面は、意見照会書（様式第7号）とする。

2 条例第15条第2項に規定する書面は、意見照会書（様式第7号）とする。

3 条例第15条第3項（条例第21条において準用する場合を含む。）に規定する書面は、開示決定に係る通知書（様式第8号）とする。

（電磁的記録の開示方法）

**第6条** 条例第16条に規定する実施機関の定める方法は、次の各号に掲げる記録の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

（1）ビデオテープ又はビデオディスクに収録された記録 専用機器により再生したものの視聴

（2）録音テープ又は録音ディスクに収録された記録 専用機器により再生したものの聴取

（3）前2号に掲げる記録以外のもの 印刷物として出力したものの閲覧又は交付

（公文書の開示の実施等）

**第7条** 条例第16条の規定による公文書の開示は、市長が指定する日時及び場所において行うものとする。

2 条例第16条の規定により写しの交付の方法による公文書の開示を実施する場合において交付する写しの部数は、開示請求1件につき1部とする。

3 条例第16条の規定により閲覧又は視聴の方法により公文書の開示を受けるものが当該公文書を改ざんし、汚損し、又は破損するおそれがあると認めると認めるときは、市長は、当該公文書の閲覧又は視聴を中止し、又は禁止することができる。

（諮問をした旨の通知）

**第8条** 条例第20条の規定による通知を書面により行う場合の当該書面は、審査会諮問通知書（様式第9号）とする。

（出資団体等）

**第9条** 条例第24条第1項の市が出資等を行う法人その他の団体であって、実施機関が定めるものは、次に掲げるとおりとする。

（1）西尾市土地開発公社

- (2) 社会福祉法人西尾市社会福祉協議会
- (3) 西尾市都市施設管理協会
- (4) 公益社団法人西尾市シルバー人材センター  
(公文書の検索の資料)

**第10条** 条例第26条の公文書の特定に資する情報は、西尾市文書取扱規程（昭和62年西尾市訓令第3号）に定める文書分類・保存表及び文書目録とする。

(公文書の開示の実施状況の公表)

**第11条** 条例第27条に規定する公文書の開示の実施状況の公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 毎年6月末までに前年度分を公表する。
- (2) 公表事項は、次に掲げる事項とする。
  - ア 請求件数
  - イ 開示した件数及び開示しなかった件数
  - ウ 不服申立ての件数
  - エ その他必要な事項
- (3) 公表は、公告により行う。

(委任)

**第12条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

#### 附 則

- この規則は、平成14年4月1日から施行する。
- 附 則（平成17年3月25日規則第4号）
- この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 附 則（平成25年3月27日規則第1号）
- この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 附 則（平成28年3月29日規則第5号）
- この規則は、平成28年4月1日から施行する。

#### 附 則（令和3年3月25日規則第1号）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則に基づき作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。
- 3 前項の場合において、この規則により押印欄を廃止されたものについては、押印を省略することができる。

#### 附 則（令和5年3月27日規則第6号）

- この規則は、令和5年4月1日から施行する。